

平成27年 9月定例会の報告

平成27年9月定例会が9月1日から9月25日まで開かれ、平成26年度一般会計歳入歳出決算など認定案件11件をはじめ条例案件や予算案件・人事案件など市長提出の24議案を審議し、すべて原案どおり報告・可決・認定・同意しました。また、議員提出の3議案のうち2議案を可決しました。(議案一覧表についてはP6を参照)

9月1日 本会議

報第7号から報第9号までの報告案件について報告がされました。また、認定案件・事件案件・予算案件については議案の説明の後、各委員会に付託しました。

9月8・9・10日 本会議

一般質問を行いました。(p7～p15参照)

9月14日～24日 委員会付託案件審査

総務厚生委員会

〔議第81号〕

高山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

通称マイナンバー法の施行に伴い、個人番号をその内容を含む個人情報(特定個人情報)の運用に必要な規定を整備するもの。
【論点①】新たに規定される条文の運用
 ・特定個人情報の目的外使用ができる「本人の同意を得ることが困難な場合」とは、単に

連絡が取れない場合ではなく、事故などで意識不明のような場合を想定している。
 ・特定個人情報の開示請求は、法定代理人に加え社会保障に利用される際の税理士等委任代理人にも認められる。
 ・附則の情報提供記録に関する部分は、システムが整い次第施行される予定である。

〔論点②〕セキュリティ対策

・本人確認は、写真つき個人番号カード、または通知カードに加え運転免許証等で行う。
 ・市では従来から個人情報を扱うシステムと通常業務の回線を分離している。
 ・マイナンバーに対応するシステム改修は既に済ませており国の評

価基準に適合している。
【論点③】今後の取り組み
 ・個人番号は10月以降、法令に基づき簡易書留で通知する。
 ・制度については、広報やホームページに加え、窓口や地域の会議、民生委員に説明するなど幅広く周知を図る。



〔議第82号〕

戸籍書類の無料証明に関する条例等の一部を改正する条例

被用者年金制度の一元化を目的とした法律の施行に伴い関係条例

の条文を整備するもの。
【論点①】一元化の内容や影響
 ・公務員の年金制度である共済年金の二階建て部分を厚生年金に統一し、三階部分の職域加算を廃止するもの。
 ・平成27年10月1日から新たな算定方法となるが、この時期をまたぐ場合はそれぞれ年金が算定され支給される。

〔議第83号〕

高山市手数料条例の一部を改正する条例

通称マイナンバー法の施行に伴い個人番号カードの再交付手数料などを規定するもの。
【論点①】金額の根拠や現行カードの状況
 ・再発行の手数料は国の通知と同額とした。
 ・住民基本台帳カードや合併前に各市町村で発行していた印鑑登録証など、現在発行しているカードは全部で約6万枚である。

基盤環境委員会

〔議第85号〕

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例
 県が、昨年度の雪害による倒木被害をふまえて創設した、倒木等による停電等の被害を未然に防止する道路沿線の立木伐採事業(ライフライン保全対策事業)を市が実施する際、受益者である一般電気事業者から事業費の2分の1を分担金として徴収するため改正するもの。
【論点①】ライフラインの範囲
 ・昨年の豪雪災害で被害が電力に集中したことから取り扱うのは電力のみとなった。
【論点②】ライフライン保全対策事業の内容



倒木の状況